新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (医療分) 事業概要

1 医療従事者等に対する慰労金給付事業

(1) 対象者

次の①から③の施設において、「患者(助産所においては妊産婦)との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行い、かつ、令和2年1月30日(木)(三重県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日)から令和2年6月30日(火)までの期間に、10日以上の勤務を行った医療従事者や職員

- ① 医療機関(病院、医科診療所および歯科診療所)
- ② 訪問看護ステーション
- ③ 助産所

(2) 給付額

勤務先・条件(三重	重県)	給付金額
	実際に新型コロナウイ	
	ルス感染症患者(※	
	2) に診療等を行った	
県から役割を設定された医療機関等	医療機関等(※3)	
(※1)に勤務し患者と接する医療	※2 左欄①については、	
従事者や職員	新型コロナウイルス感	
	染症の疑い例も含む。	20万円
※1 以下の①~④の医療機関等	※3 実際に新型コロナウ	
①帰国者・接触者外来を設置する医療機関	イルス感染症患者	
(地域外来・検査センターを含む。)	に初めて診療等を行っ	
②重点医療機関	た日以降に勤務してい	
③感染症指定医療機関	ない方の給付金額は10	
④その他の県が新型コロナウイルス感染症	万円となる。	
患者の入院受入れを割り当てた医療機関	実際に新型コロナウイ	
	ルス感染症患者(※	10万円
	2) に診療等を行って	1077
	いない医療機関等	
上記①から④以外の病院、診療所、診	5万円	
助産所に勤務し、患者と接する医療従	だ事者や職員	りいロ

(補足)

・ 患者との接触を伴う業務は、医療機関等における業務の実情に照らして判断いただくものであって、資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となる。例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当する。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は、医療機関

における勤務実態等に応じて該当するものと考えられる。一方、対象期間中は テレワークのみによる勤務や、医療を提供する施設とは区分された場所での勤 務のみのように、患者と完全に接することのない環境で勤務していた場合は該 当しない。なお、(1)対象者において、「患者(助産所においては妊産婦) との接触を伴い」としている「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者に 限らず、他の疾病による患者も含む。「医療従事者や職員」には、医療機関等 に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務受託者の従事者を含む。

- ・ 派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該医療機関において働く従事 者についても、同趣旨に合致する場合には給付対象に含まれる。
- ・ 一日当たりの勤務時間は問わないが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。
- ・ 複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所での勤務日を合算して計算する。
- ・ 勤務する医療機関(病院および診療所)は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限られる。なお、院外薬局および柔道整復師等 の施術所は給付対象外となる。
- ・ 慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1 人につき1回に限られる。

(3) 対象者数

約64,200名(推計)

(4)申請期間

令和2年7月20日(月)から令和2年12月31日(木)(予定) (紙又はCD-R等による申請の場合は、令和2年12月28日(月)まで(必 着)。)

※ 申請は上記の期間中1回のみ。

(5) 申請から給付および精算までの流れ

① 申請書の配布

下記の県ホームページからダウンロード可。

https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100012.htm 紙媒体の申請書を希望する場合は、郵送による対応(先方で要返信 用封筒同封)又は最寄りの保健所にて配布。

② 申請先および申請方法

ア 三重県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への 申請

(ア) 原則

オンライン請求システムでの申請

- (イ) オンライン請求システム未導入の医療機関等 WEB申請受付システムでの申請
- (ウ) ネット環境未対応の医療機関等 電子媒体(CD-R等)での申請

(エ) 電子媒体 (CD-R等) による提出が困難な医療機関等 紙媒体での申請

イ 三重県への申請

上記アの申請を行うことができず、やむを得ず個人からの申請を 行う場合、郵送による申請

※ 退職者等で、該当医療機関等で把握が困難な場合等について も、可能な限り、上記アのとおり、該当医療機関等で取りまとめ て申請を依頼しているが、やむを得ず、該当医療機関等で取りま とめて申請することができない場合に限り、個人による申請を認 めている。

③ 申請後の流れ

ア 申請内容の審査、給付決定通知の送付

県の審査完了後、内容に問題等が無ければ、申請者宛に給付決定 通知を送付する。

イ 慰労金の支払い

給付決定通知後、国保連より、医療機関等にまとめて慰労金の振込を行う。(個人による申請の場合、県から慰労金の振込を行う。)

ウ 精算事務

医療機関等は、派遣労働者や業務受託者等を含めて、医療従事者や職員への慰労金の給付が終わった後、概ね1か月以内に振込み等が確認できる書類等を県に提出する。(個人による申請の場合、精算手続きは不要。)

(6) 給付スケジュール(想定)

実施期間 (予定)	内容
令和2年7月下旬~12月下旬	医療機関等からの申請書受付
令和2年8月中旬~令和3年1月中旬	申請書の審査
令和2年8月中旬~令和3年1月下旬	・給付決定通知の発送、医療
	機関等への事業費(医療機関
	等毎の慰労金総額)の概算払
	・医療機関等での対象者への
	慰労金の支払
令和2年9月上旬~令和3年2月下旬	医療機関等からの実績報告書
	受付
令和2年9月上旬~令和3年3月下旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬~令和3年3月下旬	額の確定通知の発送、過払い
	があった場合の返還手続き

2 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

(1)補助対象

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、以下の主体が対象となる。

- ① 医療機関
- ② 薬局
- ③ 訪問看護ステーション
- ④ 助産所
 - ※ 医療機関(病院、医科診療所および歯科診療所)は保険医療機関、薬局は 保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

(2)補助対象事業

上記(1)が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や診療体制確保等の取組

(3)補助対象経費

以下に掲げるもののうち、知事が必要かつ適正と認めるもので、令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)までにかかる次の経費が対象となる。 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、 光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保 険料)、委託料、使用料および賃借料、備品購入費

【上限額】

・病院

2,000,000円+(50,000円×病床数)

· 有床診療所(医科·歯科)

2,000,000円

·無床診療所(医科·歯科)

1,000,000円

・薬局、訪問看護ステーション、助産所

700,000円

(4) 対象施設数

約3,610 施設(推計)

(5) 申請期間

令和2年7月20日(月)から令和3年2月28日(日)(予定) (紙又はCD-R等による申請の場合は、令和3年2月26日(金)まで(必着)。)

※ 申請は上記の期間中1回のみ。

(6) 申請から交付及および精算までの流れ

① 申請書の配布

下記の県ホームページからダウンロード可。

https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100013.htm

紙媒体の申請書を希望する場合は、郵送による対応(先方で要返信 用封筒同封)又は最寄りの保健所にて配布。

② 申請先および申請方法

ア 三重県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への 概算交付申請 支出済の費用だけでなく、申請日から令和3年3月31日(水)までに支出が見込まれる費用も合わせて、概算額で補助金を申請する場合(交付後に実績報告が必要)

(ア) 原則

オンライン請求システムでの申請

- (イ) オンライン請求システム未導入の医療機関等 WEB申請受付システムでの申請
- (ウ) ネット環境未対応の医療機関等 電子媒体(CD-R等)での申請
- (エ) 電子媒体 (CD-R等) による提出が困難な医療機関等 紙媒体での申請
- イ 三重県への郵送による精算交付申請 申請時に支出済みの費用について、領収書等を添付して、補助金 を申請する場合

③ 申請後の流れ

ア 申請内容の審査、交付決定通知の送付 県の審査完了後、内容に問題等が無ければ、申請者宛に交付決定 通知を送付する。

イ 支援金の支払い

交付決定通知後、国保連より、医療機関等にまとめて支援金の振 込を行う。 (精算交付申請の場合、県から支援金の振込を行う。)

ウ 精算事務

概算交付申請により支援金の交付を受けた医療機関等は、申請書に記入した事業計画について、予定した事業が全て完了した後に実績報告書を県に提出する。

(7) 交付スケジュール(想定)

実施期間 (予定)	内容
令和2年7月下旬~2月下旬	医療機関等からの申請書受付
令和2年8月中旬~令和3年3月中旬	申請書の審査
令和2年8月中旬~令和3年3月下旬	・交付決定通知の発送、医療
	機関等への事業費の交付
	・医療機関等での事業執行
令和2年9月上旬~令和3年3月下旬	医療機関等からの実績報告書
	受付
令和2年9月上旬~令和3年3月下旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬~令和3年3月下旬	額の確定通知の発送、過払い
	があった場合の返還手続き

3 毎月の事務スケジュール

(1) 慰労金の事務スケジュール

①申請受付

	日程	15~末日	毎月 10 日まで		5
			申請受	付	
事務の流れ【慰労金】		受付(医療機関 等→国保連)	入力読込	一覧作成	申請書等の 送付(国保連 →県)
標準 (国保連 から支払 可)	実施者	国保連	国保連	国保連	国保連
県対応 (個別申 請等)	実施者	三重県	三重県	三重県	

②審査、交付決定

日程		毎月 11~19 日		毎月 20 日前後	
事務の流れ【慰労金】				交付決定	
		審査 交付決定	交付決定 通知送付(県→ 医療機関等)	支払依頼 (県→国保 連)	
標準 (国保連 から支払 可)	実施者	三重県	三重県	三重県	三重県
県対応 (個別申 請等)	実施者	三重県	三重県	三重県	

③支払準備および支払業務

[日程	支払日の 2~5 営業日前まで				
		支払差	支払準備		支払業務 (国保連→医療機関等)	
	事務の流れ 【慰労金】 データ入力 支払手続 係		振込通知 送付(国 保連→医 療機関 等)	振込(国 保連→ 医療機 関等)	完了報 告(国保 連→県) (※1)	
標準 (国保連 から支払 可)	実施者			国保連	国保連	国保連
県対応 (個別申 請等)	実施者	三重県	三重県		三重県	

- ※1 翌月10日の申請書等の送付(国保連→県)に合わせて実施。 ※支払業務については、業務委託後も県が行う。
- (2) 支援金の事務スケジュール

①申請受付

<u> </u>	J				
日程 15~末日 毎月 10 日まで		5			
			申請受	付	
事務の流れ【支援金】		受付(医療機関 等→国保連)	入力読込	一覧作成	申請書等の 送付(国保連 →県)
標準 (国保連 から支払 可)	実施者	国保連	国保連	国保連	国保連
県対応 (精算交 付申請)	実施者	三重県	三重県	三重県	

②審査、交付決定

日程		毎月 11~19 日		毎月 20 日前後	
				交付決定	
	の流れ 援金】	審査 交付決定 分	交付決定 通知送付(県→ 医療機関等)	支払依頼 (県→国保 連)	
標準 (国保連 から支払 可)	実施者	三重県	三重県	三重県	三重県
県対応 (精算交 付申請)	実施者	三重県	三重県	三重県	

③支払準備および支払業務

-	日程	支払日の 2~5 営業日前まで				
事務の流れ【支援金】		支払準備		支払業務 (国保連→医療機関等)		
		データ入力	支払手続	振込通知 送付(国 保連→医 療機関 等)	振込(国 保連→ 医療機 関等)	完了報 告(国保 連→県) (※1)
標準 (国保連 から支払 可)	実施者			国保連	国保連	国保連
県対応 (精算交 付申請)	実施者	三重県	三重県		三重県	

- ※1 翌月10日の申請書等の送付(国保連→県)に合わせて実施。
- ※支払業務については、業務委託後も県が行う。